危機管理防災部長（病院局長）　小島　敏幸
環境部長　職員　半田　順春
保健医療部長　同　石川　稔
都市整備部長　同　秋山　幸男
監査事務局長（県土整備部部付）　伊藤　宏治
病院局長（県民生活部部付）　飯島　寛
人事委員会事務局長　職員　黒澤　治

○教育委員会委員任命
原田隆史委員は、三月三十一日任期満了し、四月一日次の者が任命された。
（以上四月一日）
教育委員会委員　志賀　周子

○人事委員会委員任命
金野俊男委員は、三月三十日任期満了し、同月三十一日次の者が任命された。
人事委員会委員　馬橋　隆紀

○監査委員選任
野本陽一委員及び梅澤佳一委員は、三月二十六日辞職し、同月二十七日次の者が選任された。
監査委員（議会選出）　本木　茂
同（同）　鈴木　弘

東京都

○教育委員会委員任命
内館牧子委員は、三月十一日任期満了し、同月十三日次の者が任命された。
教育委員会委員　遠藤　勝裕

○収用委員会委員再任
池田眞朗委員及び岩谷眞委員は、四月一日再任された。

○収用委員会予備委員再任
岩崎隆予備委員は、四月一日再任された。

神奈川県

新
定年退職　旧
（収用委員会事務局長）　海北　仁
（三月三十一日）

収用委員会事務局長　職員　鈴木　保弘
（四月一日）

三重県

新
辞職　旧
（戦略企画部長）　山口　和夫
同　（雇用経済部長）　山川　進
同　（議会事務局長）　林　敏一
（以上三月三十一日）
戦略企画部長　（環境生活部長）　竹内　望
環境生活部長　髙沖　芳寿
雇用経済部長　職員　廣田　恵子
議会事務局長　同　鳥井　隆男
（以上四月一日）

兵庫県

○収用委員会委員任命
安永正昭委員は、四月十五日任期満了し、同月十六日次の者が任命された。
収用委員会委員　山田　誠一

広島県

新
辞職　旧
同　（副知事）　城納　一昭
（総務局経営戦略審議官）　田邉　昌彦
同　（土木局長）　岩佐　哲也
同　（議会事務局長）　赤木　稔明
（以上三月三十一日）
副知事　髙垣　廣德
総務局経営戦略審議官　伊達　英一
土木局長　（土木局都市技術審議官）　児玉　好史
土木局都市技術審議官　石岡　輝久
議会事務局長　同　泉水　直
（以上四月一日）

愛媛県

○収用委員会委員再任
髙橋直人委員は、四月十一日再任された。

大阪市

新
辞職　旧
同　（都市計画局長）　佐藤　道彦
同　（都市整備局長）　松山　繁樹
同　（建設局長）　西尾　誠
同　（教育長）　永井　哲郎
同　（市会事務局長）　鶴田　勝紀
同　（消防局長）　千福　好伸
（以上三月三十一日）

北区長　職員　古屋　和彦
東成区長　同　森本万喜子
城東区長　同　奥野　隆司
鶴見区長　同　河村　浩一
市政改革室長　（総務局長）　中尾　寛志
総務局長　（市民局長）　村上　栄一
市民局長　（市政改革室長）　谷三　友彦
都市計画局長　職員　川田　均
都市整備局長　同　國松　弘一
建設局長　同　福井　聡
市会事務局長　同　藤原　正樹
消防局長　同　打明　茂樹
（以上四月一日）

官庁報告

国家試験

平成26年度浄化槽管理士試験の実施について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第46条第２項の規定に基づき、平成26年度浄化槽管理士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同条第４項の規定に基づき、公益財団法人日本環境整備教育センターが行う。

平成26年５月12日　環境大臣　石原　伸晃

1　試験期日　平成26年10月26日（日曜日）

2　試験地　宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県

3　試験科目
(1)　浄化槽概論
(2)　浄化槽行政
(3)　浄化槽の構造及び機能
(4)　浄化槽工事概論
(5)　浄化槽の点検、調整及び修理
(6)　水質管理
(7)　浄化槽の清掃概論

4　受験手続
(1)　試験を受けようとする者は、次の書類（受験申請書等）を提出すること。
ア　受験申請書（環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）様式第６号により作成すること。裏面に受験料の「払込受付証明書」を添付すること。）
イ　写真（申請前６月以内に、脱帽して正面から撮影した本人を確認できる背景無地の上半身像で、縦６センチメートル、横４センチメートルのものとし、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
ウ　受験票送付用の返信用封筒（受験者の住所、氏名及び郵便番号を記載し、82円切手を貼付すること。）
(2)　受験申請書等の受付期間及び提出場所
ア　受験申請書等は、平成26年６月30日（月曜日）から８月11日（月曜日）までに、公益財団法人日本環境整備教育センター（郵便番号　130－0024　東京都墨田区菊川２－23－３、電話番号　03（3635）4881）に提出すること。
イ　受験申請書等を直接持参する場合の受付期間は、アの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前10時から午後４時までとする。
ウ　受験申請書等を郵送する場合は、「浄化槽管理士試験受験申請書類在中」と朱書きして、簡易書留とすること。この場合、平成26年８月11日（月曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。
エ　受験申請書等を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。
(3)　受験手数料　受験手数料は20,200円とし、公益財団法人日本環境整備教育センターが指定する払込用紙を用い、郵便振替又は銀行振込により納付すること。
なお、受験申請書等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

5　受験票の送付　受験票は、公益財団法人日本環境整備教育センターから直接受験者に送付する。

6　合格者の発表　試験終了後２月以内に、合格者の受験番号を官報並びに公益財団法人日本環境整備教育センターの掲示場及びホームページに掲載して発表するとともに、郵送により合格者に合格証書を交付し、不合格者には不合格の旨を通知する。

7　その他　受験申請書等の入手方法、受験手続等に関する問い合わせは、公益財団法人日本環境整備教育センターに対して行うこと。